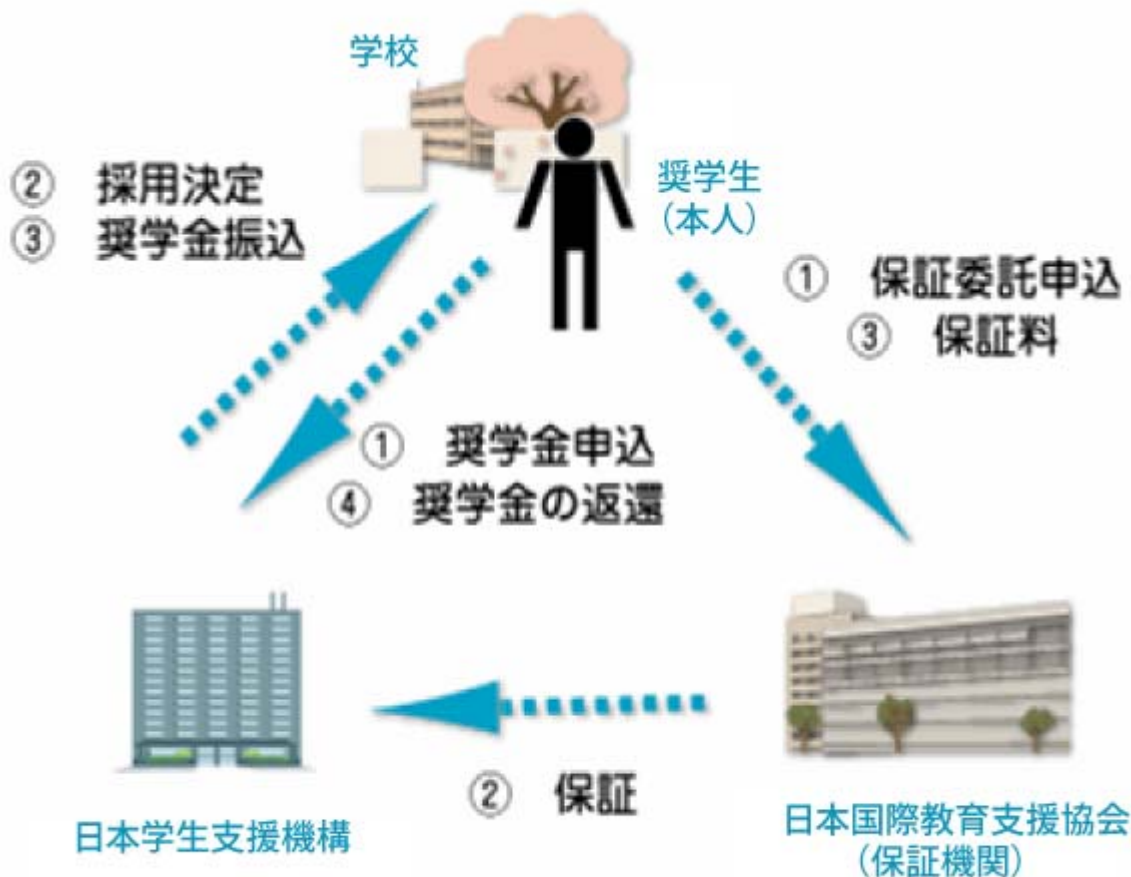


機関保証制度の概要

2008年10月

- 本機構の設立に伴い、学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。
- 機関保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行なっている。
- 海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すこととされている。
- 毎月の奨学金の貸与額から保証料月額が差し引かれて奨学生の口座に振り込まれる。
差し引かれた保証料は日本学生支援機構から協会に送金される。
（これ以外に直接協会に、奨学生が毎月保証料月額を支払う方法がある。）
- 保証の範囲 元金、利息及び延滞金
- 保証料の水準 最高で年率0.7%未満
（当面年率0.693%。貸与月額4万5,000円（無利子で48ヶ月貸与の場合）では保証料月額1,782円）
- 代位弁済後における返還免除・猶予の取扱
日本学生支援機構における返還免除・猶予と同様の取扱いとする。
- 国の関与
保証の範囲、保証料率などの基本的事項については、保証機関の業務方法書に規定することとし、国の認可事項とすることで、国が適切に監督する。
- 保証機関の財務状況（平成19年度）
協会が保証料として受領した金額は約105億8,743万円であり、代位弁済額は約3,791万円である。

2 機関保証制度について



機関保証加入者数・割合

| | | |
|------|----------|-------|
| 16年度 | 29,194人 | 9.1% |
| 17年度 | 60,332人 | 17.3% |
| 18年度 | 104,741人 | 28.9% |
| 19年度 | 137,876人 | 35.1% |

※割合は新規採用者に対する比率である。

(参考)

機関保証加入者の返還者数・割合

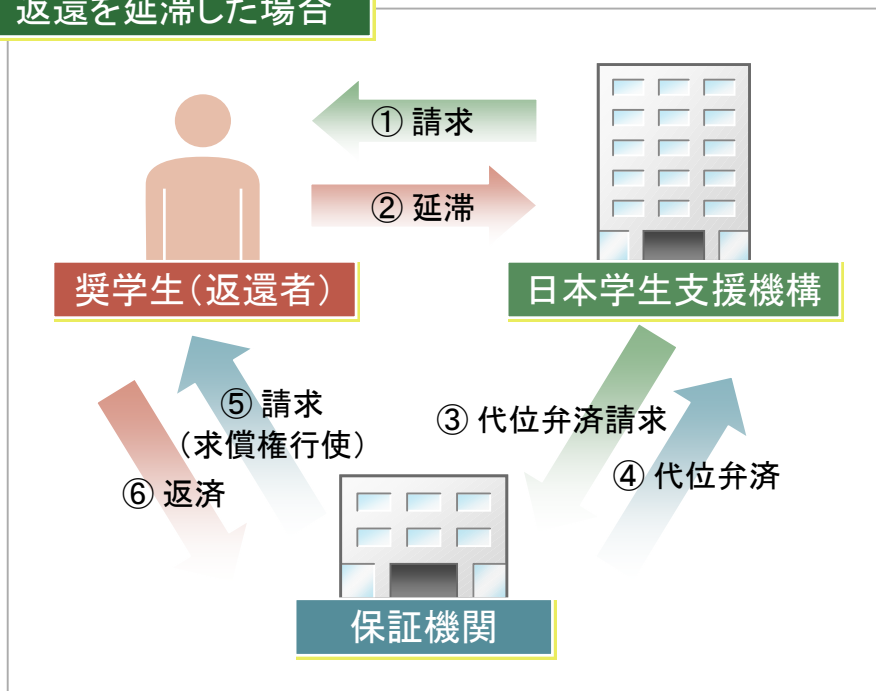
| | | |
|-------|---------|-------|
| 19年度末 | 69,441人 | 16.9% |
|-------|---------|-------|

※割合は平成16年度以降採用者で返還者となっている全返還者（人的保証を含む）に対する比率である。

3 機関保証制度加入者が延滞した場合

- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、保証機関から奨学生(返還者)に代わって本機構に残った奨学金の額を、一括返済をする。(代位弁済)
- 保証機関が返済した後は、保証機関より奨学生(返還者)に、その分の返済を請求を行う。(求償権行使)

返還を延滞した場合



代位弁済の件数・金額

| | | |
|------|-----|----------|
| 17年度 | 3件 | 2,119千円 |
| 18年度 | 11件 | 7,455千円 |
| 19年度 | 24件 | 37,907千円 |
| 20年度 | 34件 | 56,367千円 |

(9月末現在)

※ この他に、請求未了債権が9月末現在
1,384件ある。